

青少年のインターネット利用等に関する緊急提言

～青少年健全育成推進調査会 青少年に対する性モラルP T・情報モラルP Tでの議論を踏まえて～

平成27年7月10日
自由民主党 政務調査会

(背景)

我々は、関係省庁、有識者、関係事業者から、青少年のインターネットの利用の現状や取組及び問題点や意見についてヒアリングならびに意見交換・討議を行った。その結果、スマートフォンの普及等に伴い、フィルタリング利用率の低下、福祉犯被害の増加等の問題点を共有するに至った。

政府においては、近く「青少年インターネット環境の整備等に関する基本計画」を見直すこととなるが、見直し及び見直し後の基本計画に基づく施策の推進に当たって、政府・地方公共団体・学校・事業者・民間団体などの関係者において十分に留意されるよう、次のとおり提言する。

なお、「青少年インターネット環境整備法」の改正や、インターネットにより青少年がいじめや犯罪に巻き込まれることを防ぐための新たな法整備などについては、別途、必要な検討を行っていく。

提言1

スマートフォン（アプリを含む）・タブレットや Wi-Fi など、これまで対応してきた既存の携帯電話への対応では対応困難な機器・サービスの利用が拡大したことを踏まえ、次の対応をとること。

- ・フィルタリングに関し、アプリの利用、タブレット、Wi-Fi による接続なども含めた実効的な仕組について検討すること。
- ・「青少年保護・バイ・デザイン」*の理念に基づき、SNS 事業者、アプリ事業者等も含め、青少年向けにインターネットを利用した機器・サービスを提供する事業者により、機器やサービスの内容に応じ保護者による多様な選択が可能になるなど、予め青少年保護のための機能等を組み込んだ形での機器・サービスの設計・提供等を進めること。

*法律での定めが無い場合には、関連事業者が製品やサービスなどを提供する上で、青少年がインターネット上の有害情報から保護するべき仕様を自主的努力として検討し、真に民間の自主的・主体的な取り組みとして実践するものという考え

- ・スマートフォンのフィルタリング利用率が低迷している状況を踏まえ、事業者における保護者への説明の改善など、フィルタリング利用率の向上を図るための取組を強化すること。
- ・政府は前段に挙げた検討や取組に関し、インターネットに関わる多様な事業者が参加する協議会等の枠組みを活用し、官民連携した活動への支援を強化するなどして、その効果的な実施を促進すること。

提言 2

SNS を含め、青少年がインターネットを適切に利用するためには、家庭においてルール作りがなされるべきであり、このことが唯一の根本的な対策である。

一方で、家庭における親子の会話は、インターネットの普及に伴い、少なくなっている。

このような状況の下で、提言 1 の対症療法としてのフィルタリング等と併せて、根本的な対策として、青少年のインターネット利用についての家庭におけるルール作りが確実になされるよう、政府、地方公共団体、学校、事業者、民間団体等による普及啓発活動を一層強力に推進すること。

提言 3

青少年のインターネット利用が急速に進化する中で、青少年の情報リテラシー・情報モラルの向上はますます重要である。

そこで次の対応をとること。

- ・学校における情報リテラシー教育の一層の充実を図ること。
- ・学校に加え、学習塾などの「教育現場」においても、取組の強化を図ること。

以上